

特 定 建 設 作 業 工 程 表

作業期間 ○○年 ○月 ○日 ~ ○○年 ○月 ○日

規制対象		建設作業	年 月 日		○○年 ○月		○○年 ○月		年 月		年 月		年 月		
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20			
騒 音 関 係	騒 音 規 制 法	1	くい打機、くい抜機等を使用する作業(アースオーガーと併用を除く)												
		2	びょう打機を使用する作業												
		3	さく岩機を使用する作業												
		4	空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力としての使用を除く)												
		5	コンクリートプラント等を使用する作業												
	県 条 例	6	バックホウ(出力が80kw以上)を使用する作業												
		7	トラクターショベル(出力が70kw以上)を使用する作業												
		8	ブルドーザー(出力が40kw以上)を使用する作業												
		6	建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業												
		7	コンクリートミキサー車等を使用する作業												
県 条 例	8	コンクリートカッターを使用する作業													
	9	ブルドーザー・バックホウ等を用いる整地、掘削作業													
	10	ロードローラー・てん圧機等を用いる作業													
振 動 関 係	振 動 規 制 法	県 条 例	1	くい打機、くい抜機等を使用する作業											
			2	鋼球を使用して建造物等を破壊する作業											
			3	舗装版破砕機を使用する作業											
			4	ブレーカーを使用する作業(手持式のものを除く)											
備考			<p>※日曜日及びその他の休日は、作業禁止 騒音・振動の防止方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事の目的・内容等、付近住民に説明し、理解、協力を得るようにする。 2 振動の影響のおそれがある場合は、事前に周辺家屋の調査を行い、被害発生時には迅速に対応する。 3 整備点検を十分行う。 4 能率よく行い、時間の短縮に勤める。 5 不必要な高速運転やむだな空ぶかしは避け、使用しない間はエンジンを切る。 6 運搬道路は、民家や歩行者が多いところをできる限り避ける。 7 待機場所は、付近に影響が少ないよう十分配慮して選ぶ。 												
<ol style="list-style-type: none"> 1 「法」と「条例」の両方に該当する場合は「法」による届出をしてください。 2 作業場所が工業専用地域の場合は「条例」による届出をしてください。 3 添付書類として作業場所付近の見取図が必要です。 															